

令和7年度中小企業向け広島県制度融資について

1 要旨

令和7年度の広島県制度融資について、金利情勢を踏まえた基準利率の引上げなど、所要の改正を行うとともに、制度取扱金融機関、各商工団体（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等）、各市町等にパンフレットを配布し、利用促進を図る。

2 目的

民間金融機関では提供が困難な長期・低利の資金を、預託融資制度等により支援することで、担保力・信用力が脆弱な中小企業の資金調達の円滑化を図る。

3 事業概要

(1) 制度の内容

ア 県費預託融資制度

県が金融機関に対して、融資原資の一部を無利子で預託することにより、金融機関の通常の貸出利率より低利で中小企業へ資金を供給する。

イ 無担保スピード保証融資制度

中小企業に対し、担保及び第三者保証人を不要とする迅速な資金提供を行う。

(2) 融資対象者

県内に事業所を有し、原則として引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業、事業協同組合等

(3) 主な融資内容

融資内容	考え方	利 率
経営安定融資	一般的な資金	1.6%～2.0%
小規模融資、産業支援融資、労働支援融資	政策的な資金	1.1%～1.5%
緊急対応融資（経営悪化、災害、事故など）	特に優遇すべき政策的な資金	0.9%～1.3%
無担保スピード保証融資	一般的な資金（迅速な資金提供）	4.0%以下

※ 各融資メニューの利率は、基準利率（1.8%）を基に、融資期間別の利率設定及び政策的な引下げを行っている（無担保スピード保証融資を除く）。

(4) 令和7年度の主な改正点

ア 県費預託融資制度の基準利率

市中金利との均衡を図るため、県費預託融資制度の基準利率を1.7%から0.1%引き上げ、1.8%に変更する。

※ 基準利率は、日本銀行広島支店が公表する県内金融機関の貸出約定平均金利の新規実行及びストックの傾向（大企業を含む）をベースに、県費預託融資制度の対象者が中小企業等であること及び融資条件が長期かつ固定金利であることを考慮し設定

（参考）基準利率の変遷（直近10年間）

（単位：％）

年 度	H28	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
基準利率	1.9	1.8	→	1.7	→	→	→	→	→	1.8
前年比増減	-	▲0.1	-	▲0.1	-	-	-	-	-	+0.1

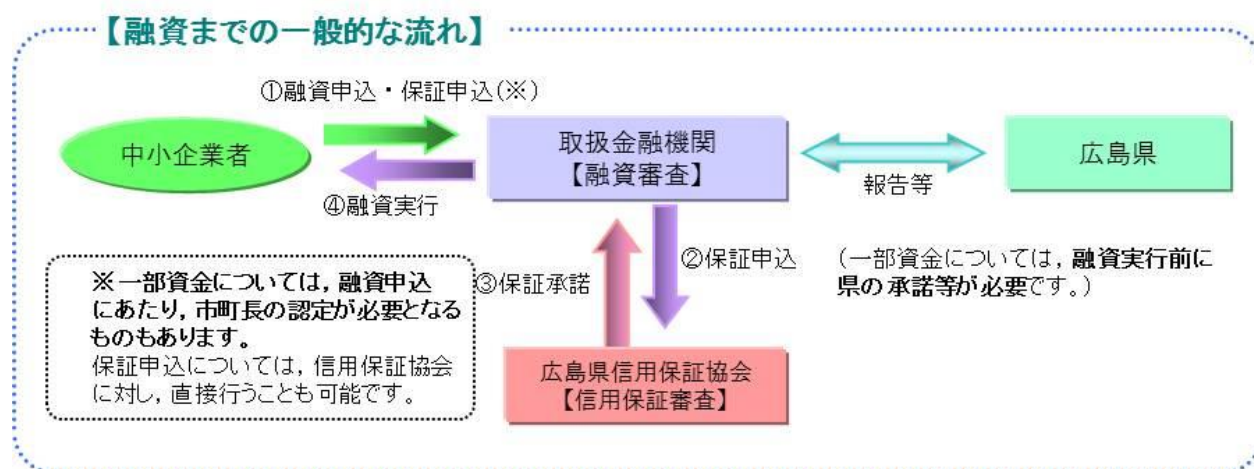
イ 融資メニュー

項 目	内 容
「働き方改革・女性活躍推進資金」の対象者の追加及び名称変更	広島県基準の人的資本情報の開示を行った県内企業を融資対象に追加するとともに、名称を令和7年度から「人的資本経営推進資金」に変更
設備資金利率の引下げの継続	産業支援融資及び労働支援融資の設備資金の貸出利率引下げを継続

(5) 申込み先

制度取扱の各金融機関(27 行)

【参考】スキーム図（預託融資制度）



4 パンフレットについて

(1) 主な配布先

- ・ 制度融資取扱金融機関（27 行）の本部・各支店
- ・ 各商工団体（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会） 等
- ・ 県内各市町、他都道府県 等
- ・ 随時、県内企業等に配布

(2) 配布部数

12,000 部

広島県制度融資のご案内

広島県制度融資とは

広島県が金融機関及び広島県信用保証協会と協調し、県内の中小企業のみなさまに必要な事業資金を円滑に供給するために設けた、金融機関を取扱窓口とした融資制度です。



融資の対象となる方

県内に事業所を有し、原則として引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者(個人事業主を含む)、
事業協同組合等 (創業支援資金等は、この限りではありません。)

対象事業者

1 中小企業者

資本金又は従業員数のどちらかが
右表に該当する方

2 小規模企業者

中小企業者のうち、従業員が20人
(商業・サービス業は5人(宿泊業・娯楽業・旅行業は20人))以下の企業等
※ 消費生活協同組合は除く

3 組合等

事業協同組合、事業協同小組合、
企業組合、協業組合、商工組合及び
商店街振興組合並びにこれらの者で
組織する連合会

区 分		資本金	従業員数
会社・個人	製造業等(建設業・運輸業等を含む)	3億円以下	300人以下
	ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	小売業(飲食店を含む)	5千万円以下	50人以下
	サービス業	5千万円以下	100人以下
	ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅行業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下
	医療法人等(医業を主たる事業とする法人)	—	300人以下
	消費生活協同組合	—	—
	特定非営利活動法人	—	上記会社・個人に準ずる

対象業種

- 信用保証協会の保証対象業種が融資の対象となります。
- 政治・経済・文化団体、宗教法人等は融資の対象とはなりません。

制度の概要

※別途、対象要件があります。(詳細は中面 制度一覧をご確認ください。)



一般的な事業資金が必要な方

- ①一般資金 ②流動資産担保資金 ③小口資金
④無担保資金 ⑧無担保スピード保証融資

売上減少など経営に支障が出ている方
事業再生に取り組む方

- ⑤セーフティネット資金(国指定) ⑦緊急経営基盤強化資金
⑥自然災害・倒産防止等資金(県指定等) ⑨借換資金
⑩事業再生支援資金 ⑩特別資金

既存資金の借換をしたい方

- ⑧借換資金 ⑨事業再生支援資金
⑩無担保スピード保証融資

創業資金が必要な方

- ⑪創業支援資金

事業承継に取り組む方

- ⑫事業承継支援資金

事業規模の拡大をする方
新事業展開に取り組む方

- ⑬事業活動支援資金 ⑭新成長分野支援資金
⑮デジタル投資促進資金

人材確保に取り組む方
人的資本経営に取り組む方

- ⑯雇用促進等支援資金
⑰人的資本経営推進資金



◆県費預託融資制度一覧

【表示している貸出利率は、令和7年4月1日適用のものであり、金融情勢により変更する場合があります。】

制度名		対 象 者	限 度 額	使 途 ・ 融資(据置)期間	貸出利率 (固定金利、%/年)		信用保証 料率
					信用 保証付	信用 保証なし	
経営 安定 融資	① 一般資金	中小企業者・組合等	中小企業者 9,000万円 組合等 12,000万円	運 転 10年(1年) 設 備 10年(3年)	【3年以内】 1.6 【5年以内】 1.8 【10年以内】 2.0	左記に +0.3	料率A
	② 流動資産 担保資金	売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者 【流動資産担保融資保証適用】	3,000万円	運転・設備 1年	1.6	—	年0.68%
小規模 融資	③ 小口資金	従業員20人(商業・サービス業5人(宿泊業・娯楽業は20人))以下の小規模企業者並びに事業協同小組合、小規模な企業組合及び協業組合で、小口零細企業保証又は特別小口保証※の対象となる者 ※特別小口保証利用の場合は、租税を完納していること	2,000万円	運転※・設備 10年(6月) ※特別小口保証適用時は 運転7年(6月)	【3年以内】 1.1 【5年以内】 1.3 【10年以内】 1.5	—	料率B※ ※特別小口保証 適用時は 年0.6%
	④ 無担保資金	担保の提供が困難な従業員20人(商業・サービス業5人(宿泊業・娯楽業は20人))以下の小規模企業者並びに原則として小規模企業者により構成される組合等及びその構成員		運転・設備 10年(6月)			料率B
緊急 対応 融資	⑤ セーフティ ネット資金 (国指定)	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア 国が指定した取引先の倒産、生産調整、事故、災害又は取引金融機関の破綻によって影響を受けている者 【経営安定関連保証1〜4号、6号適用※】 ※事業所の所在地を管轄する市町の認定が必要 イ 全国的な大規模経済危機・災害等の影響を受けている者 【危機関連保証適用※】 ※事業所の所在地を管轄する市町の認定が必要 ウ 激甚災害を受けたことについて市町の証明(り災証明)のある者 【災害関係保証適用】	中小企業者 8,000万円 組合等 16,000万円	運 転 10年(1年) 設 備※10年(3年) ※災害時のみ利用可 運転・設備 10年(2年) 運 転 10年(1年) 設 備 10年(3年)		—	年0.7%
	⑥ 自然災害・ 倒産防止等 資金 (県指定等)	県が指定した取引先の倒産、事故並びに市町の証明(り災証明)した災害によって影響を受けている中小企業者・組合等	中小企業者 4,000万円 組合等 8,000万円	運 転 10年(1年) 設 備※10年(3年) ※災害時のみ利用可	【3年以内】 0.9 【5年以内】 1.1 【10年以内】 1.3	左記に +0.3	料率B
	⑦ 緊急経営基 盤強化資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア 経営環境の変化等により、売上や売上総利益率等が5%以上減少、又は経常損失に転じるなど経営の悪化を来しているが、中長期的(概ね3年後)には業績が回復する見込みのある者 イ 経営の危機を克服する見込みや企業再建により再生の見込みがあるとして、関係団体(商工会議所、商工会、広島県商工会連合会又は広島県中小企業活性化協議会)の推薦を受けた者 ウ 国が認定した事業活動に著しい支障を生じている業種であって、経営の安定に支障を生じている者 【経営安定関連保証5号適用※】 ※事業所の所在地を管轄する市町の認定が必要	4,000万円	運 転 10年(1年)		左記に +0.3	料率B※ ※経営安定関連 保証適用時は 年0.7%
	⑧ 借換資金	緊急経営基盤強化資金の要件を満たし、かつ、県費預託融資の借入残高のある中小企業者・組合等	8,000万円 (うち新規運転資金 4,000万円)	借 換※ 10年(1年) ※新規の運転資金も可		—	
	⑨ 事業再生 支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア 経営支援機関等(商工会議所、広島県商工会連合会、商工会、広島県中小企業活性化協議会及び金融機関)の支援を受けて策定した計画に基づき経営改善等に取り組み、経営支援機関等から推薦を受けた者であって、一定の財務要件等を満たす者 イ 保証付き既存借入金について返済条件の緩和を行っており、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者 【条件変更改善型借換保証適用】 ウ 中小企業活性化協議会等の指導・助言又は経営サポート会議による検討等により作成された事業再生計画に従って事業再生に取り組む者 【事業再生計画実施関連保証適用】	20,000万円 (うち新規運転資金 4,000万円)	借換・運転・設備 10年(1年) 借換・運転・設備 15年(1年)	金融 機関 所定	—	料率B 年0.8% 又は 年1.0%
	⑩ 特別資金	緊急対応が必要であるとして知事が定める者	知事が別に定める				
産業 支 援 融 資	⑪ 創業 支援資金	次のいずれかに該当する者 ・ 現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している個人又は中小企業者である会社 ・ 創業した日から5年未満である中小企業者等 ・ 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社 ・ 個人が新たに事業を開始後に法人成りし、個人事業開始後5年未満の中小企業者 【創業関連保証等適用】	3,500万円	運転・設備 10年(1年)	【3年以内】 0.9 (0.6) 【5年以内】 1.1 (0.8) 【10年以内】 1.3 (1.0) ※()は 設備	—	年0.63% 又は 年0.81%

(注)1 広島県信用保証協会の特別保証制度を利用する場合は、協会の特別保証料率・保証期間等を適用します。
2 設備資金に運転資金を加え、一体として融資実行する場合は、運転資金の貸出利率・融資期間を適用します。

制度名		対 象 者	限 度 額	使 途 ・ 融資(据置)期間	貸出利率 (固定金利、%/年)		信用保証 料率	
					信用 保証付	信用 保証なし		
産業 支 援 融 資	⑫ 事業承継 支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 ア 事業承継に関する認定を受けた者及びその代表者個人 【経営承継関連保証等適用】	20,000万円 (うち新規運転資金 6,000万円)	運 転※ 10年(1年) 設 備 15年(1年) ※認定内容によっては借換も可 借換・運転・設備※ 10年(1年) ※対象者(イ)は借換のみ	—	—	料率C ※一定の要件を満 たす者は 料率Dを適用	
		イ 次のいずれかに該当し、かつ一定の財務要件を満たす者 【事業承継特別保証適用】 (ア) 3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (イ) 一定の期間内に事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの						
	⑬ 事業活動 支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合・特定事業者等 ア 次のいずれかの事業を行おうとする者又は該当する者 (ア) 「経営革新計画」「経営力向上計画」の承認若しくは認定を受けた事業 (イ) 「先端設備等導入計画」「事業継続力強化計画」「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた事業 (ウ) 新分野へ進出(事業転換・多角化)するための事業 (エ) 中心市街地活性化法・地域商店街活性化法の認定を受けた事業 (オ) 県内の公的産業団地への新規進出 (カ) 「地域経済牽引計画」の承認を受けた事業 (キ) 県内に事業所を有する又は県外企業で新たに事業所を設ける者のうち「ひろしまユニコーン10プロジェクト」「ひろしまサンドボックス」に採択された者、「広島県企業立地促進助成制度」による助成金の奨励指定又は交付決定を受けた者 イ (公財)ひろしま産業振興機構が実施する「中小企業成長プラン策定支援事業」による評価書の発行を受けた者	20,000万円 (うち運転資金 6,000万円)	運 転 10年(3年) 設 備 15年(3年)			左記に +0.3 ※(イ)は 設備	料率C
	⑭ 新成長分野 支援資金	成長分野(健康・医療関連、環境・エネルギー、航空機関連、観光分野)の事業を行い、設備投資等により売上高又は販売数量の増加を図る中小企業者・組合等	20,000万円 (うち運転資金 6,000万円)	運 転 10年(3年) 設 備 15年(3年)				
	⑮ デジタル投資 促進資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア 業務効率化などによる生産性向上に向けたITツールの導入を行う者 イ デジタル技術を活用して新たなビジネスモデルの構築や販路の開拓・拡大等に取り組む者 ウ ア、イの実践に向けて、ITコンサルタント等の外部人材の活用や人材育成に取り組む者	20,000万円 (うち運転資金 6,000万円)	運 転 10年(3年) 設 備 15年(3年)				
労働 支 援 融 資	⑯ 雇用促進等 支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア 新たに正社員を雇用(非正社員からの転換を含む)する者 イ 新たに障害者又は65歳以上の高齢者を常用雇用する者 ウ 障害者又は65歳以上の高齢者の雇用促進・維持を図るための施設・設備の設置又は改善の事業を行う者 エ 最低賃金を引上げる者	7,000万円	運 転 10年(1年) 設 備 10年(3年)	左記に +0.3 ※(イ)は 設備	料率C		
	⑰ 人的資本経営 推進資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア 「広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度」に登録し、登録の際に宣言した仕事と家庭や介護との両立支援に係る取組内容を実施するための事業を行う者 イ 女性活躍推進法の「一般事業主行動計画」を実施するための事業を行う者 ウ 「働き方改革実施企業」に該当する者 エ 「広島県リスキリング推進宣言企業」に該当する者 オ 「人的資本経営推進企業」に該当する者	7,000万円	運 転 10年(1年) 設 備 10年(3年)				

◆無担保スピード保証融資制度

制度名	対 象 者	限 度 額	使 途・ 融資(据置)期間	貸出利率 (%/年)	信用保証 料率
⑱ 無担保スピード 保証融資	次のすべてを満たす中小企業者 - 県内に事業所を有し、信用保証対象業種に属する事業を営んでいること - 引き続き1年以上同一事業を行っていること - 申込金融機関と正常な与信取引があり、かつ返済能力があること - 直近2期の決算書等を提出できること - 信用保証協会の保有する審査システムによる判定結果が一定水準以上であること 等	3,000万円 ※運転資金は、原則として直近決算の平均月商の3か月以内 ※新型コロナウイルス感染症対応資金及び事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)を除く総保証債務残高が8,000万円以内、かつ、保証後の総借入残高は原則として直近決算の年商以内	運転・簡易な設備 10年(6月)	金融機関所定 (固定・変動 4. 0%以下)	料率A

◆信用保証料率

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	備 考
料率A	1. 90	1. 75	1. 55	1. 35	1. 15	1. 00	0. 80	0. 60	0. 45	基本保証料率
料率B	1. 23	1. 13	1. 08	0. 94	0. 86	0. 75	0. 60	0. 54	0. 40	広島県及び広島県信用保証協会の負担により引き下げた料率
料率C	1. 04	0. 96	0. 92	0. 80	0. 74	0. 65	0. 52	0. 48	0. 35	
料率D	0. 95	0. 80	0. 65	0. 50	0. 40	0. 30	0. 20	0. 10	0. 00	

(注)1 令和7年4月1日現在の料率であり、その後の信用保険料の改定等により変更する場合があります。
2 ①から⑨の区分は、融資申込者の経営状況等により広島県信用保証協会が決定します。
3 「事業者選択型経営者保証非提供制度」を適用する場合は、+0. 25%又は+0. 45%。

お申し込み先

次の各取扱金融機関へお申し込みください。

※現在、金融機関と取引のない方などは、まず信用保証協会に申し込みを行い、金融機関の紹介を受けることもできます。

	県費預託融資制度	無担保スピード保証融資制度
銀行	広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行 四国銀行、西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行 鳥取銀行、百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、トマト銀行 りそな銀行	広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行 四国銀行、西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行 百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、トマト銀行、りそな銀行
信用金庫	広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫 広島みどり信用金庫	広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫 広島みどり信用金庫
信用組合	広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合 両備信用組合、信用組合広島商銀、朝銀西信用組合 笠岡信用組合	広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合 両備信用組合、信用組合広島商銀、笠岡信用組合
その他	商工組合中央金庫	商工組合中央金庫

○ 取扱金融機関へ提出された書類に記載されている個人情報については、制度の適切な運用に必要な範囲で、県において利用する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

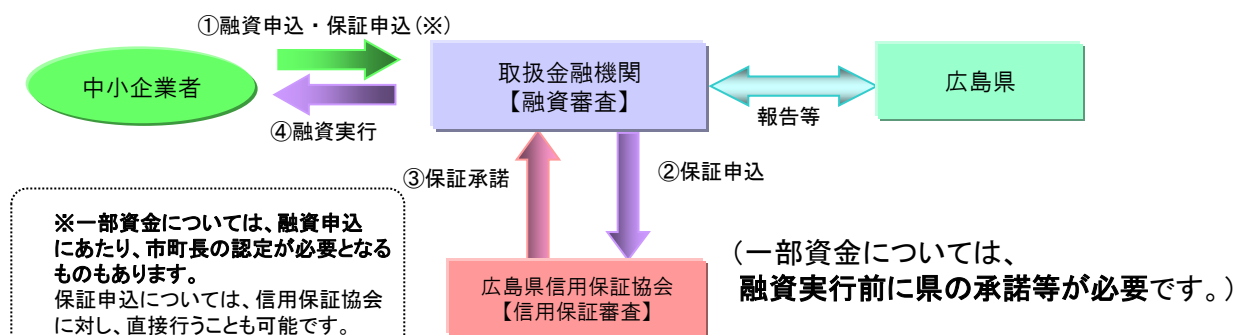
融資の決定について

融資決定は、最終的に金融機関の判断によって行われます。

また、一部の資金を除き広島県信用保証協会の信用保証承諾が必要です。



【融資までの一般的な流れ】



お問い合わせ先

【制度融資に関すること】

広島県 商工労働局 経営革新課

TEL: 082-513-3321

(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

広島県公式ホームページ

広島県制度融資のご案内

検索

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/1168587452727.html>



【信用保証に関すること】

広島県信用保証協会

- | | | |
|---------|--|--------------------|
| ・ 本 所 | (〒730-8691 広島市中区上幟町3-27) | TEL 082-228-5501) |
| ・ 福山支所 | (〒720-0065 福山市東桜町1-21 エストパルク7階) | TEL 084-923-4893) |
| ・ 呉 支 所 | (〒737-0045 呉市本通4-7-1 呉商工会議所ビル4階) | TEL 0823-21-9281) |
| ・ 備北支所 | (〒728-0021 三次市三次町1843-1 三次商工会議所ビル1階) | TEL 0824-62-3917) |